

東日本大震災被災者に係る
板橋区国民健康保険料減免の取扱いに関する要綱

(平成 23 年 8 月 1 日 区長決定)
(平成 24 年 4 月 26 日 一部改正)
(平成 25 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 26 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 27 年 3 月 25 日 一部改正)
(平成 28 年 3 月 29 日 一部改正)
(平成 29 年 3 月 10 日 一部改正)
(平成 29 年 11 月 16 日 一部改正)
(平成 30 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 31 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 4 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 5 年 3 月 28 日 一部改正)
(令和 5 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 6 年 8 月 29 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例（以下「条例」という。）第 24 条第 1 項第 1 号に規定する者の保険料の減免について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について（令和 6 年 7 月 3 日保国発 0730 第 1 号）」に基づき、その運用の公正を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）における用語の例による。

（保険料が減免となる被災国保被保険者と減免額）

第 3 条 削除

（減免の対象となる保険料）

第 4 条

- 1 減免の対象となる保険料は、令和 5 年度相当分の保険料であって、令和 5 年度末に資格を取得したこと等により、令和 6 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するもので、当該各号に定める保険料の額とする。

（1）平成 26 年までに避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の 4 つの区域等をいう。以下同じ。）の指定が解除された上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和 4 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯をいう。以下同じ。）を除く旧避難指示区域等（平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除

準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点。）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、平成 31 年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（大熊町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧特定復興再生拠点区域（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部）、令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）をいう。また、令和 6 年 10 月以降分については、令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度に指定が解除された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）も当該区域に加える。以下同じ。）の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和 5 年度相当分の保険料額であって、令和 6 年 4 月以降に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額の半額

- (2) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（前号の平成 26 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等を除く。）の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和 5 年度相当分の保険料額であって、令和 6 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するものの金額
 - (3) 令和 4 年度中に旧特定復興再生拠点区域の指定が解除された葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部、及び令和 5 年 4 月 1 日に特定復興再生拠点区域の指定が解除された富岡町の一部の上位所得層の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和 5 年度相当分の保険料額であって、令和 6 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和 5 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額
- 2 減免の対象となる保険料は、令和 6 年度相当分の保険料であって、次の各号に該当する場合にあつては、当該各号に定める保険料の額とする。
- (1) 平成 27 年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和 6 年度相当分の保険料額であって、令和 7 年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額の半額
 - (2) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等を除く。）の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和 6 年度相当分の保険料額であって、令和 7 年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額
 - (3) 令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度に旧特定復興再生拠点区域の指定が解除さ

れた飯舘村の一部及び富岡町の一部の上位所得層の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和6年度相当分の保険料額であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものうち、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額

- 3 前各項に規定する保険料のうち、次条による減免申請の日より7日後以前に納期が到来している保険料の納期限は、当該免除申請があった日から8日目以降の日に、条例第18条の3による変更がされたものとみなす。

（保険料の減免の免除手続き）

第5条 保険料の減免を受けようとする世帯の世帯主は、国民健康保険料減額免除申請書（東京都板橋区国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）別記様式第16号（以下「減免申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受け、前条に定める要件に該当する場合には、国民健康保険料減額免除決定通知書（規則別記様式第17号）により、該当しない場合には、国民健康保険料減額免除非該当決定通知書（規則別記様式第18号）により、すみやかに申請者に通知するものとする。

（減免申請の添付書類等）

第6条 区長は、前条第1項の減免申請書のほか、各号に定める書類の提出を求めることができる。ただし、板橋区において当該事実が確認できる場合を除く。

（1）り災証明書又は被災証明書

（2）住民票の写しなど退避指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの。

- 2 前項各号に掲げる書類の入手が困難である場合は、申請者による申立書をもって確認書類とみなすことができる。ただしこの場合において、当該事項に関わる親類又は知人等により当該事項を証明する申立書を徴するものとする。

（減免措置の取消し）

第7条 区長は、虚偽その他不正行為により保険料の減免を受けたものがある場合には当該決定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項による取消しを遅滞なく納付義務者に通知するとともに、減免により徴収を免れた保険料を当該納付義務者から徴収するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 2 この要綱の施行日以降に、算定基準の変更があった場合には、本要綱第3条の規定は、変更後の算定基準に読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。ただし、廃止日後に、令和6年度国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金交付要綱（令和6年7月3日厚生労働省発保0703第7号）による事務処理を行うにあたり、当該事務処理を行う範囲において、なお効力を有するものとする。

付則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。